

ウ ベンチマークを用いた交渉のうち、配送コストなどの地域差及び購入金額、支払条件、返品、急配等の取引条件を考慮していない単価をベンチマークとし、当該価格で決定する一方的な交渉

エ 法人格・個人事業主が異なる加盟施設との取引価格の交渉を一括して受託する業者の価格交渉について、加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮しない取引価格での交渉や加盟施設の確認が行われない交渉

【特定集中治療室管理料】

問 38 「A301」特定集中治療室管理料1の施設基準における「特定集中治療の経験を5年以上有し、特定集中治療に係る適切な研修を修了した医師」とはどのような医師を指すのか。

(答) 以下の①から③までのすべてを満たす医師を指す。

- ① 集中治療部門での勤務経験を5年以上有している。
- ② 特定集中治療に係る専門医試験における研修を修了している。
- ③ 日本集中治療医学会等の関係学会が行う特定集中治療に係る講習会を受講している。

③の講習会については、実講義時間として合計30時間以上（講師としての参加を含む。）であり、下記の内容を含むものとする。届出に当たっては、研修を修了していることが確認できる文書を提出すること。

- ・呼吸管理（気道確保、呼吸不全、重症肺疾患）
- ・循環管理（モニタリング、不整脈、心不全、ショック、急性冠症候群）
- ・脳神経管理（脳卒中、心停止後症候群、痙攣性疾患）
- ・感染症管理（敗血症、重症感染症、抗菌薬、感染予防）
- ・体液・電解質・栄養管理、血液凝固管理（播種性血管内凝固、塞栓血栓症、輸血療法）
- ・外因性救急疾患管理（外傷、熱傷、急性体温異常、中毒）
- ・その他の集中治療管理（体外式心肺補助、急性血液浄化、鎮静/鎮痛/せん妄）
- ・生命倫理・終末期医療・医療安全

なお、③については、現時点では以下に示す講習会が該当する。

- ・敗血症セミナー
- ・リフレッシュセミナー
- ・終末期医療における臨床倫理問題に関する教育講座
- ・FCCS(Fundamental Critical Care Support)セミナー
- ・JICEC セミナー
- ・MCCRC (Multiprofessional Critical Care Review Course) in JAPAN

【リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算】

問 39 「A 2 3 3」リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算の専従の理学療法士等及び専任の管理栄養士が病棟で従事する時間を、看護・多職種協働加算の勤務実績の時間に算入し様式 9 に記載することは可能か。

(答) 不可。

問 40 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（連携加算）は病棟ごとに異なる区分の届出が可能か。

(答) 病棟ごとに異なる区分の届出が可能。

【リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算、リハビリテーション・栄養・口腔連携加算】

問 41 「A 3 0 8－3」地域包括ケア病棟入院料についてもリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の算定が可能となったが、「A 2 3 3」リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算や「A 3 0 4」地域包括医療病棟の注 11 に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算を算定する病棟から、同一医療機関内のリハビリテーション・栄養・口腔連携加算を算定する地域包括ケア病棟へ患者が転棟した場合、リハビリテーション・栄養・口腔連携加算は引き続き算定できるのか。

(答) 同一医療機関内の別の入院料を算定する病棟で既にリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算又はリハビリテーション・栄養・口腔連携加算を算定していた場合、転棟後の病棟では、当該加算の算定開始日から 14 日以内であっても、リハビリテーション・栄養・口腔連携加算は算定できない。ただし、ADL、栄養状態、口腔状態についての評価及び評価に基づく計画は、転棟前のものを引き継いで差し支えない。この場合においても、リスクに応じた期間で定期的な再評価を行うこと。

問 42 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（連携加算）の施設基準において、「当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が 1 名以上配置されていること。なお、当該専任の管理栄養士として配置される病棟は、1 名につき 1 病棟に限る。」とあるが、例えば 1 つの病棟で「A 2 3 3」リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を算定する病室と「A 3 0 8－3」地域包括ケア病棟入院医療管理料の「注 14」リハビリテーション・栄養・口腔連携加算を算定する病室が混在する病棟は、当該 1 病棟に専任の常勤の管理栄養士を 1 名配置することで差し支えないか。

(答) 差し支えない。

【認知症ケア加算、身体的拘束最小化推進体制加算】

問 43 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについ